配偶者暴力等に関する保護命令手続Ｑ＆Ａ

～配偶者からの暴力による被害者を救済するために～

函館地方裁判所民事部

Ｑ１　「**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律**」とは，どのような法律なのですか。

Ａ１　近年，配偶者等からの暴力が社会問題となっており，配偶者等からの暴力を防止し，**被害者を保護**する目的で立法された法律です。

Ｑ２　保護命令制度とはどのようなものですか。

Ａ２　保護命令制度とは，**配偶者等から暴力を受けた者（被害者）が，更なる配偶者等からの暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときに，**裁判所が，被害者からの申立てによって，暴力を振るった加害者（相手方）に対して，**６か月間の被害者への接近禁止**（接近禁止命令）や**２か月間の退去**（退去命令）を命ずるものです。また，一定要件の下に子（未成年者）及び親族等に対する接近禁止命令も併せて申し立てることができます。

さらに，既に保護命令の発令を得た被害者が加害者（相手方）から新たな暴力を受けた場合には，その新たな暴力の事実を理由として再度の保護命令の申立てをすることができます。

加害者（相手方）がこの保護命令に違反した場合は，**刑事処分**を受けることになります。

Ｑ３　配偶者等から暴力を受けた場合にはどのように対処すればよいのですか。

Ａ３　配偶者等からの暴力を受けた被害者は，**配偶者暴力相談支援センター又は警察**において，相談又は援助若しくは保護を求めることができます。配偶者暴力相談支援センターでは，相談，カウンセリング，一時保護，自立支援のための情報提供などの措置を講じ，一定の場合には民間シェルターを紹介してくれます。警察は，暴力の制止，被害者の保護，被害発生防止のために必要な処置を講じてくれます。

配偶者暴力相談支援センターは，函館市，渡島総合振興局及び檜山振興局にそれぞれ設置されており，警察では，北海道警察函館方面本部生活安全課，函館方面各警察署生活安全課及び各交番が窓口となっています。

詳細は，各配偶者暴力相談支援センター又は各警察の窓口にお尋ねください。

Ｑ４　裁判所に対し保護命令の申立てをすることができる人は誰ですか。

Ａ４　**配偶者等（事実上の婚姻関係の相手方も含む。）から暴力を受けた被害者**であり，被害者や加害者が外国人であっても構いません。また，**平成２６年１月より，生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいない者を除く。）をする関係にある相手方から暴力を受けた者についても申立てができます。**

申立前に離婚した場合（事実上の婚姻関係を解消した場合等を含む。）にも，離婚（事実上の婚姻関係等の解消）前に暴力を受けていた場合には，その暴力を理由に保護命令の申立てをすることができます。

なお，保護命令発令後に当事者が離婚しても，保護命令の効力には影響はありません。

Ｑ５　申立てをすることができない場合があるのですか。

Ａ５　婚姻中又は同居中には暴力がなく，離婚又は事実上の関係等の解消後に，初めて暴力を受けた場合は，そのことを理由とする申立てはできません。

このような場合は，刑法やストーカー規制法の対象となる場合がありますので，最寄りの警察署に相談してください。

Ｑ６　この保護命令の制度でいう「暴力」とはどのようなものを言うのですか。

Ａ６　「暴力」とは，身体に対する不法な有形力の行使で，生命・身体に危害を及ぼすものを言います。具体的には，刑法上の暴行罪，傷害罪に該当するような行為です。その他，これらに準ずるような心身に有害な影響を及ぼす言動も，これに含まれます。

身体に対する不法な暴力に当たらない性的暴力又は精神的暴力（心身に有害な影響を及ぼす言動）までは対象となりませんが，そのような場合には配偶者暴力相談支援センターによる保護の対象となる場合がありますので，詳しくは同センターに相談してください。

Ｑ７　「退去命令」と「接近禁止命令」とはどのようなものですか。

Ａ７　退去命令とは，加害者（相手方）が，命令の効力が生じた日から**２か月間**，被

害者とともに生活の本拠としている住居から退去しなければならないものです。退去命令を受けた加害者は，命令の効力が生じた時点から身の回りの荷物をまとめるなどして速やかに退去しなければなりません。

接近禁止命令とは，命令の効力が生じた日から**６か月間**，被害者の身辺につきまとうこと及び被害者の住居や就業場所や被害者が通常所在する場所の付近をはいかい（理由もなく被害者の住居，勤務先その他の通常所在する場所をうろつくこと）を禁止するものです。「退去命令」と「接近禁止命令」は併用して申し立てることができます。

Ｑ８　保護命令事件の審理はどのようにされるのですか。

Ａ８　保護命令事件においては，被害者（申立人）の保護のため，裁判所は，速やかに裁判することとされています。保護命令は，原則として，口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経て発せられます。ただし，緊急を要する事情がある場合には，口頭弁論期日等を経ることなく，保護命令を発することができます。

Ｑ９　保護命令の効力の発生日はいつですか。

Ａ９　保護命令は，裁判所が加害者（相手方）の出頭した口頭弁論又は審尋の期日で保護命令を言い渡したとき，又は保護命令を発令し，加害者（相手方）が決定書を受領したときから効力を生じます。

Q10　加害者（相手方）が保護命令に違反した場合はどのように対処すればよいですか。

A10　保護命令に違反した者は，**１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金**に処せられます。したがって，そのような状況がある場合には，警察に通報して警察の保護を求めて必要な処置を講じてもらい，同時にご自身も自衛策も講じてください。

Q11　管轄裁判所はどこですか。

A11　地方裁判所です。保護命令を申し立てるべき地方裁判所は，加害者（相手方）の住所地（日本に住所がないとき又は住所が不明なときは居所）を管轄する地方裁判所，申立人の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所，申立てに係る配

偶者等による暴力が行われた地を管轄する地方裁判所のいずれかに申し立てることができます。

Q12　保護命令の申立ては具体的にどのように行えばよいのですか。

A12　保護命令の申立ては書面で行う必要があり，電話での申立てはできません。
保護命令の申立書の記載事項は，

1　当事者の氏名及び住所
申立人の現在の避難先等の住所が相手方に判明することによって，申立人がさらに被害に遭う危険性がある場合には，あらかじめ，裁判所窓口に相談してください。

2　代理人の氏名及び住所

3　申立ての趣旨
接近禁止命令のほか，当事者が生活の本拠を共にする場合には退去も求めることができます。

4　申立ての理由
(1)　配偶者等から暴力を受けた状況及び暴力を受けるに至った経過等
(2)　更なる配偶者等からの暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きい事情等
(3)　配偶者暴力相談支援センター・警察に相談した事実等（この事実がない場合，「宣誓供述書（Q17参照）」の添付が必要になります。）

5　以前に保護命令が発せられた申立理由と同一の暴力を理由として申立てをする場合（再度の申立て）には，その旨と当該保護命令事件の事件番号を記載することになります。

なお，裁判所受付窓口に申立書の定型書式と申立書記載例を備え付けていますので，参考にしてください。

Q13　申立時に必要な書類（付属書類）は何ですか。

A13　申立時に用意しなければならない書類は，申立書のほかに，

□　委任状（弁護士が代理する場合）
□　戸籍謄本（婚姻関係を証する書類）
□　外国人である場合には外国人登録事項証明書
□　住民票（当事者の居住関係を証する書面）
□　宣誓供述書（申立書に配偶者暴力相談支援センターや警察に相談した事実の記載がない場合）
□　子への接近禁止命令を求める場合で，当該子が１５歳以上であるときは，その同意書

□　親族等への接近禁止命令を求める場合は，その親族等の同意書，陳述書，住民票及び申立人との関係がわかる書類

□　**生活の本拠を共にする交際の場合（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいない者を除く。）は，生活の本拠を共にする事実を証明する書類**

□　暴力，脅迫を受けたことを証明する資料（証拠書類）

　診断書，受傷部位の写真，本人や第三者の陳述書等

などが必要になります。

書類の記載内容により，申立人の現在の避難先等の住所が相手方に判明する可能性がある場合には，あらかじめ，裁判所窓口に相談してください。

なお，申立時には，保護命令申立書の写し１通（相手方の分），主張書面及びその他の書証の写し２通（裁判所及び相手方の分）並びに宣誓供述書の写し１通（相手方の分）の提出も，必要となります。

Q14　申立てに必要な費用はいくらですか。

A14　申立手続費用は，収入印紙で１，０００円分と，郵便切手で約１，５００円程度です（相手方に対する審尋期日呼出状，保護命令申立書，証拠書類写し，保護命令決定書等の郵送に使用します。）。

また，加害者（相手方）に対する書類等の郵送が困難であるときには，執行官による送達をする場合があり，その際には，執行官送達費用として，約１万円程度が必要になります。

なお，郵便切手の詳細な額及び内訳に関しましては必ず裁判所窓口でご確認ください。

Q15　申立書を提出するにはどのような方法があるのですか。

A15　管轄裁判所へ持参又は郵送（書留郵便）して提出することができます。

Q16　申立ての理由として，配偶者暴力相談支援センターや警察へ相談した事実が必要ですか。

A16　保護命令の申立ては，被害者が警察又は配偶者暴力相談支援センターに対し相談をし，相談が受理されたか否かによって，その手続きに違いがあります。

相談として受理された場合は，その旨を保護命令申立書に記載することにより，裁判所は，配偶者暴力相談支援センター又は警察に対し，被害者が相談をした際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めま

す。

Q17　宣誓供述書はどのように作成するのですか。

A17　宣誓供述書とは，被害者が配偶者等からの暴力を受けた状況等についての供述を記載した書面を公証役場に持参して，公証人が証明することによって作成される書面です。この宣誓供述書を作成するためには，所定の手続費用がかかります。
　法務局若しくはその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には，法務大臣は，法務局若しく地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に宣誓供述書の認証を行わせることができ，被害者が広く宣誓供述書を取得できるように配慮しています。

Q18　配偶者等からの暴力に加えて，子供に対する虐待がある場合にはどのように対処すればよいですか。

A18　保護命令手続上は，未成年子に対する接近禁止命令を併せて申し立てることも可能ですが，子供に対する虐待の問題が生じている場合には，基本的には児童虐待の防止等に関する法律で対処する必要がありますので，児童相談所に対して詳細を相談してください。

Q19　家庭裁判所にはどのような手続があるのですか。

A19　離婚等の調停手続等がありますが，詳細は，最寄りの家庭裁判所の受付窓口にお尋ねください。

Q20　保護命令の申立てをする際又は申立後に被害者（申立人）が注意しなければならないことはありますか。

A20　申立書に虚偽の記載をした場合には，１０万円以下の過料に処せられます。また，被害者（申立人）が加害者（相手方）と同居中の場合は，相手方あての期日呼出状や保護命令決定書を受領しないよう注意してください。